「まん延防止等重点措置」の延長について

【期間】令和4年1月27日(木)~3月6日(日)→3月21日(月)まで延長

【重点措置を講じるべき区域(措置区域)】 県内全域

感染防止対策の徹底

- ◎ 保育所等
- 二次感染防止、機能維持のため、早期休園が現時点で最善の対策

各施設には、感染者が確認された場合、以下の取り組みをお願いします

- ・ウイルスの特性を踏まえた休園の目安(3~5日程度)を参考に速やかに休園
- ・休園中は、園において園児や保護者の体調を確認するなど、感染状況を一元的に把握

◎ 高齢者施設·病院等

高齢者施設でのクラスターなど、感染拡大により医療負荷の増加が懸念

各施設・病院には、二次感染対策の徹底を改めてお願いします

- ・基本的な感染防止対策の徹底
- ・面会禁止や、本人・家族の体調が悪い職員の出勤中止など

専用病床をさらに拡充 最大487床 ⇒ 最大494床(7床増床)

ワクチン接種の促進

◎ 3回目接種

- •本県の接種率(2回目接種済入口比):全体約3割、高齢者約6割
- 県の接種センター: 予約率 今週末: 100%、来週末: 約6割
 - ▶ 週末の3日間(金曜・土曜・日曜)
 - ▶ 年齢要件なし (接種券をお持ちの方)

◎ 小児接種(5~11歳)

- ・殆どの市町で、今月上旬までに接種券発送開始
- •一部の市町は本日接種開始、他の市町も殆どが中旬頃までに接種開始

ワクチン接種は、現時点で最大の感染防御策

接種は強制ではありませんが、積極的に接種いただくようお願いします

対 象:食品衛生法上の営業許可を取得している飲食店

1営業時間の時短要請等(法第31条の6第1項)

(カラオケ店、バー等含む。)

※宅配・テイクアウトを除く

区	分	いしかわ新型コロナ対策認証店 (以下のいずれかを選択)		その他
営業	時間	5時~21時	5時~20時	5時~20時
酒 類	提供	20時まで提供可	終日、提供自粛(利用者による酒類の店内持込を含む)	終日、提供自粛 (利用者による酒類の店内持込を含む)
協力金 (1店舗あたり) 全期間実施 を前提	中小企業	2.5~7.5万円/日	3~10万円/日	3~10万円/日
	大企業 中小企業も 選択可	1日あたりの売上高の減少額×0.4		
		<上限額> 20万円/日 又は 1日あたり売上高×0.3 のいずれか低い額	<上限額> 20万円/日	

②会食人数の制限(法第24条第9項)

同一グループの同一テーブルでの会食は4人以下【全ての飲食店が対象】

※ワクチン・検査パッケージの適用、対象者全員検査の実施による人数制限の緩和は行わない

<時短要請等に係る協力金>

- ・1月27日~2月20日分の協力金を受付中
- ·2月21日~3月21日分の協力金は<u>3月22日(火)から受付開始</u>

石川県事業者支援ワンストップコールセンター 9時~18時(土日祝も開設) 076(225)1920

対策②(集客施設への要請)

対象施設 (1000㎡超)	施設例	要請内容 (法第31条の6第1項)				
劇場等	劇場、観覧場、映画館、演芸場など	・入場をする者の整理等				
集会場等	集会場、展示場、貸会議室、多目的ホールなど	→入場者が密集しないよう整理・誘導、人数管理・人数制限等				
ホテル等	ホテル又は旅館(集会の用に供する部分に限る)	・入場をする者に対するマスクの				
運動施設等	体育館、ボウリング場、スポーツクラブなど	着用の周知				
博物館等	博物館、美術館、水族館、動物園など	・感染防止措置を実施しない者の				
遊技施設	マージャン店、パチンコ屋、ゲームセンターなど	入場の禁止				
商業施設	大規模小売店、百貨店、家電量販店など	・会話等の飛沫による感染の防止				
遊興施設	個室ビデオ店、勝馬投票券販売所など	に効果のある措置				
サービス業	スーパー銭湯、ネイルサロン、エステティックなど	→アクリル板等の設置、適切な距離の 確保等				

皆様へのお願い(1)

ア)外出・県境を跨ぐ移動

- ・本人・家族が、発熱・咳など少しでも体調が悪い場合は、外出や移動を控える
- ・混雑した場所や感染リスクが高い場所への外出や移動は控える
- ・県外との不要不急の往来、及び来県自粛
 - ※ワクチン・検査パッケージの適用、対象者全員検査の実施による県境を跨ぐ移動の制限の緩和は行わない

イ)飲食

(県民の皆様へ)

- 感染対策が徹底されていない飲食店の利用自粛
 - →「いしかわ新型コロナ対策認証店舗」を利用。同一グループの同一テーブルでの会食は4人以下で
- 時短要請に応じていない飲食店の利用自粛(*法第31条の6第2項)
- なるべく少人数で黙食を基本。会話をする際にはマスク着用

(事業者の皆様へ)

- ・業種別ガイドラインの遵守
- ・来店者に対する原則マスク着用の注意喚起など感染対策の徹底
- *以外は法第24条第9項に基づく協力要請

皆様へのお願い(2)

ウ)職場

- ・在宅勤務(テレワーク)の活用や休暇取得の促進等により、出勤者数の削減を
- ・時差出勤、自転車通勤など人との接触を低減する取組の強力な推進
- •事業場の換気励行、昼休みの時差取得など感染防止のための取組や、 「三つの密」等を避ける行動の徹底
- ・居場所の切り替わり(休憩室、更衣室、喫煙室等)に注意
- **業種別ガイドラインの遵守**(法第24条第9項)

工)家庭等

- ・家庭内においても室内を定期的に換気、こまめに手洗いを実施
- ・子供の感染防止策の徹底
- ・高齢者や基礎疾患のある方は、いつも会う人と少人数で会うこと